令和２年第１回臨時会（第１号）

令和２年４月２４日（金曜日）午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　承認第　２号　専決処分の承認を求めることについて
日程第　４　承認第　３号　専決処分の承認を求めることについて
日程第　５　議案第２８号　七飯町後期高齢者医療に関する条例及び七飯町国民健康保険条例の一部改正について
日程第　６　議案第２９号　七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について
日程第　７　議案第３０号　本町上台団地３棟・４棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更について
日程第　８　議案第３１号　令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）
追加日程第1　議案第３１号　令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）撤回の件
日程第　９　議案第３２号　令和２年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○出席議員（１８名）

議　長	１８番	木下　敏	副議長	１７番	青山金助
	１番	横田有一		２番	神﨑和枝
	３番	平松俊一		４番	池田誠悦
	５番	田村敏郎		６番	稲垣明美
	７番	畑中静一		８番	長谷川生人
	９番	上野武彦		１０番	坂本　繁
	１１番	澤出明宏		１２番	中島勝也
	１３番	川村主税		１４番	中川友規
	１５番	若山雅行		１６番	川上弘一

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長　中宮安一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田　東	総務部長	釣谷隆士
経済部長	青山芳弘	総務部総務財政課長	佰楼　司
総務部情報防災課長	若山みつる	総務部税務課長	広部美幸
民生部住民課長	清野真里	経済部商工観光課長	福川晃也

○本会議の書記

事　務　局　長　関口順子　　書　　記　妹尾洋兵
書　　記　佐々木宏美

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

３番　平松俊一　　４番　池田誠悦

午前１０時００分　開会

開　議　宣　告

○議長（木下　敏）　ただいまから、令和２年第１回七飯町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

３番　平　松　俊　一　議員

４番　池　田　誠　悦　議員

以上２議員を指名いたします。

日程第２

会期の決定

○議長（木下　敏）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日１日とすることに決定いたしました。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

本臨時会に、町長より提案された議件は、承認２件、議案５件、計７件であります。

次に、地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますので、お手元に配付しております。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（中宮安一）　発言の機会をいただき、まことにありがとうございます。

私から、新型コロナウイルス感染症について、３月定例会に時系列で取り組みなどを情報提供させていただきましたが、このたびはその後の状況を別刷りですが、情報提供させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

特に、ホームページにおいて３回、私からのメッセージを掲載させていただきました。町民皆様に対する感染予防への感謝やマスクの寄贈へのお礼のほか、小・中学校休校や公共施設の休業のお知らせなどをお伝えしました。

中でも国の緊急事態宣言が発出された後には、引き続き感染予防の徹底のお願いのほか、北海道への規制や避難が増加し、第２波の感染拡大が懸念されることから、不要不急の外出や往来の自粛をお願いしております。この間、函館市において複数の感染者が発生したことから、感染拡大防止のため、現在は５月６日まで、道の駅、アップル温泉、パークゴルフ場の休業のほか公共施設を休館しております。

全国において、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、また、長期化が懸念される中で、既に地域経済は深刻な影響が出ており、倒産、事業の縮小、従業員の解雇などが懸念されます。早期に新型コロナウイルス感染症の収束を期待するものでありますが、あわせてその間の疲弊する町内の経済を支える対策を講じる必要があります。

これまで上下水道料金や納税に係る猶予の措置、生活福祉資金の特例貸し付けの案内、中小企業支援の案内などを行ってまいりましたが、本日の臨時会には、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の一環として、商工業経営安定資金融資の拡充を行う条例改正や商工業者支援のためには、地域の消費活動を促すことも必要なことから、クーポン券を発行する費用としての補正予算の追加など、議案５件を提案させていただきましたので、御審議のほどよろしくお願い申し上げ

す。

また、今後の対策としては、国における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を念頭におきながら、１人一律１０万円給付の特別定額給付金事業や子育て世帯への児童１人につき１万円の臨時特別給付金の速やかな執行を行うほか、さらに昨日、北海道で示された休業要請対象施設などを含め、感染症防止対策に協力をいただいた飲食店などに対し、札幌市や函館市を例として、支援金という形で応援してまいります。

つきましては、新型コロナウイルス感染症対策については、今後も収束状況を勘案しながら雇用対策を初め、第２、第３の地域の活性化を図る事業を展開してまいりたいと考えており、議員の皆様と協議を重ねながら、より効果的な事業を実行してまいりますので、御指導、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

○議長（木下　敏）　以上、諸般の報告を終わります。

日程第３

承認第２号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下　敏）　日程第３　承認第２号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（広部美幸）　それでは、承認第２号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり七飯町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和２年３月３１日に公布され、原則として令和２年４月１日から施行されましたので、それに伴い七飯町税条例等の一部を改正するものでございます。

主な改正内容を御説明いたします。

固定資産税関係で、所有者不明土地等に係る固定資産税の対応として、調査を尽くしても所有者が１人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができる規定と、登記又は課税台帳に所有者として登録がされている個人が死亡している場合、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設いたします。

また、固定資産税のわがまち特例として関係条例を追加しております。

その他、年号が令和に改正したことによるものや条例改正に伴い生じた条項の追加による条項ずれ及び規定の整備についてもあわせて改正しようとするものでございます。

改正する条例の概要は、議案関係資料１ページからの資料１に掲載しております。

次に、議案関係資料４ページ、資料２新旧対照表にて改正内容を説明させていただきます。

第１条関係です。

第３６条の３の２の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第１項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とし、第３６条の３の３の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第１項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第３号を削り、同項第４号を同項第３号とするものでございます。

第４８条第２項中「第６６条の７第４項及び第１０項」を「第６６条の７第５項及び第１１項」に改め、第５４条第２項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、６ページになります。同条第４項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項の後段に、この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめその旨を当該使用者に通知しなければならない。を加えます。

次に、７ページの下から２行目になります。

第５４条第７項中「第１０条の２の１２」を「第１０条の２の１５」に改め、同項を同条第８項とし、同条第６項中「によって」を「により」

に、「第４９条の２」を「第４９条の３」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加えます。

第５項、法第３４３条第５項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、町は、当該登録をしようとするときは、あらかじめその旨を当該使用者に通知しなければならないとするものです。

次に、資料８ページ。

第６１条第９項及び第１０項中「第３４９条の３第１２項」を「第３４９条の３第１１項」に改め、第６１条の２の見出し及び同条第１項中「第３４９条の３第２８項」を「第３４９条の３第２７項」に、同条第２項中「第３４９条の３第２９項」を「第３４９条の３第２８項」に、同条第３項中「第３４９条の３第３０項」を「第３４９条の３第２９項」に改めるものでございます。

次に、第７４条の２の次に次の１条を加えます。見出しは、現所有者の申告です。

第７４条の３、現所有者（法第３８４条の３に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から３月を経過した日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

第１号、土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）。

第２号、土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名。

第３号、その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項とするものです。

次に、第７６条第１項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が第７４条の３の規定により」に、「においては」を「には」に改めるものでございます。

次に、資料１０ページ。

第９６条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項（法第４６９条第１項第３号又は第４号に係る部分に限る。）」に、「第１６条の２の３」を「第１６条の２の３第２項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加えます。

第２項、前項（法第４６９条第１項第１号又は第２項に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第１項第１号又は第２号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第９８条第１項又は第２項の規定による申告書に前項（法第４６９条第１項第１号又は第２号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第１６条の２の３第１項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。を加えるものでございます。

次に、第９８条第１項中「第９６条第２項」を「第９６条第３項」に改め、次のページ、第１３１条第６項中「第５４条第６項」を「第５４条第７項」に改めるものでございます。

附則第６条、附則第７条の３の２は、元号を令和に改める改正です。

１２ページになります。

附則第８条中「平成３３年度」を「令和６年度」に改め、附則第１０条中「又は法附則第１５条」を「又は附則第１５条」に改め、附則第１０条の２第２項を削り、同条第３項中「附則第１５条第２項第６号」を「附則第１５条第２項第５号」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とし、同条第５項を同条第４項とし、同条第６項中「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２６項」に改め、同項を同条第

５項とし、同条第７項中「附則第１５条第３０項第１号」を「附則第１５条第２７項第１号」に改め、同項を同条第６項とし、同条第８項中「附則第１５条第３０項第２号」を「附則第１５条第２７項第２号」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項中「附則第１５条第３０項第３号」を「附則第１５条第２７項第３号」に改め、同項を同条第８項とし、同条第１０項中「附則第１５条第３１項第１号」を「附則第１５条第２８項第１号」に改め、同項を同条第９項とし、同条第１１項中「附則第１５条第３１項第２号」を「附則第１５条第２８項第２号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条第１２項中「附則第１５条第３３項第１号イ」を「附則第１５条第３０項第１号イ」に改め、同項を同条第１１項とし、同条第１３項中「附則第１５条第３３項第１号ロ」を「附則第１５条第３０項第１号ロ」に改め、同項を同条第１２項とし、同条第１４項を削り、１４ページになります。同条第１５項中「附則第１５条第３３項第１号ニ」を「附則第１５条第３０項第１号ハ」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１６項中「附則第１５条第３３項第１号ホ」を「附則第１５条第３０項第１号ニ」に改め、同項を同条第１４項とし、同条第１７項中「附則第１５条第３３項第２号イ」を「附則第１５条第３０項第２号イ」に改め、同項を同条第１５項とし、同条第１８項中「附則第１５条第３３項第２号ロ」を「附則第１５条第３０項第２号ロ」に改め、同項を同条第１６項とし、同項の次に第１７項、附則第１５条第３０項第２号ハに規定する設備について、同号に規定する市町村の条例で定める割合は４分の３とする。を加えるものでございます。

次に、附則第１０条の２第１９項中「附則第１５条第３３項第３号イ」を「附則第１５条第３０項第３号イ」に改め、同項を同条第１８項とし、同条第２０項中「附則第１５条第３３項第３号ロ」を「附則第１５条第３０項第３号ロ」に改め、同項を同条第１９項とし、同条第２１項中「附則第１５条第３３項第３号ハ」を「附則第１５条第３０項第３号ハ」に改め、同項を同条第２０項とし、同条第２２項中「附則第１５条第３８項」を「附則第１５条第３４項」に改め、同項を同条第２１項とし、同条第２３項中「附則第１５条第４４項」を「附則第１５条第３８項」に改め、同項を同条第２２項とし、同条第２４項中「附則第１５条第４５項」を「附則第１５条第３９項」に改め、同項を同条第２３項とし、同条第２５項を同条第２４項とし、同条第２６項中「附則第１５条第４７項」を「附則第１５条第４１項」に改め、同項を同条第２５項とし、第２６項に、附則第１５条第４７項に規定する市町村の条例で定める割合は３分の２とする。を加えるものでございます。

附則第１０条の４から附則第１１条の２は、元号を令和に改める改正です。

次に、資料１６ページ、附則第１２条から、１９ページの附則第１５条までは、元号の改正と「又は法」を「又は」に改めるものでございます。

附則第１７条の２中「平成３２年度」を「令和５年度」に改め、資料の２０ページ、附則第２２条第１項中「第５４条第５項」を「第５４条第６項」に改め、同条第２項と附則第２３項は、元号を令和に改める改正でございます。

次に、２２ページの資料３は第２条関係で、令和元年条例第１０号の七飯町税条例の一部を改正する条例の一部改正です。

第２条のうち、七飯町税条例第２４条第１項第２号の改正規定を削り、附則第１条第２号を削除と改め、附則第１条第３号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削り、附則第３条を削除と改めます。

次に、議案の附則に戻っていただき、施行期日として、第１条、この条例は、令和２年４月１日から施行するものでございます。

第２条は、町民税に関する経過措置について定めております。

第３条は、固定資産税に関する経過措置について定めております。

第４条は、平成２７年条例第２０号の七飯町税条例の一部を改正する条例の一部改正。

第５条は、平成３０年条例第１９号の七飯町税条例等の一部を改正する条例の一部改正。

第６条は、平成３１年条例第１３号の七飯町税条例等の一部を改正する条例の一部改正で、議案関係資料２３ページ資料４から、３１ページ資料６までの新旧対照表に詳細を記載しておりますが、改正の内容は、全て元号を令和に改める改正によるものでございます。

説明は以上でございます。承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第２号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第４

承認第３号　専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下　敏）　日程第４　承認第３号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里）　それでは、承認第３号専決処分の承認を求めることについて提案説明申し上げます。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

このたびの改正は、地方自治法施行令の改正に伴い、七飯町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、国民健康保険税基礎課税分の課税限度額を６１万円から２万円増額し６３万円に、介護納付金課税分の課税限度額を１６万円から１万円増額し１７万円にするものでございます。

２点目は、低所得者の国民健康保険税軽減措置の算定基準を５割軽減が５，０００円、２割軽減が１万円、それぞれ増額するものでございます。

それでは、改正する内容につきましては、お手元に配付されております議案関係資料の３２ページの資料９の七飯町国民健康保険税条例新旧対照表により御説明いたします。

見出し、課税額のところの第２条第２項ただし書中「６１万円」を「６３万円」に改め、同条第４項ただし書中「１６万円」を「１７万円」に改めるものでございます。

次の見出し、国民健康保険税の減額のところの第２３条中「６１万円」を「６３万円」に、「１６万円」を「１７万円」に改め、同条第２号中「２８万円」を「２８万５，０００円」に改め、同条第３号中「５１万円」を「５２万円」に改めるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして施行期日、第１項、この条例は、令和２年４月１日から施行する。

経過措置といたしまして、第２項、この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例の規定は、令和２年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案説明は以上でございます。御承認くださりますようよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

上野武彦議員。自席でなくて質問席でお願いします。

○９番（上野武彦）　今回の改正に関しては、高額所得者と低所得者の対策ということで一部されたものだというふうに思いますけれども、この２条の高額所得者のこの改正は、高額というのが所

得としてはどのくらいの所得を対象としているのか、また、２号の低所得者についてはどのような状況の所得者に対しての内容なのか、これについてちょっとお伺いします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　今回の改正におきましては、今まで基礎限度額６１万円だったものを６３万円、介護納付金の税額を１６万円から１７万円に改正するものでございます。所得については手元に資料はございませんけれども、この改正につきましては医療分といたしまして７７世帯、１５０万円程度の増額、介護分に関しては３４世帯、約４０万円の増額を見込んでおります。合計といたしまして、税収額を１９０万円程度の増収の増という形で見込んでございます。

なお、軽減に関しましては、医療分といたしまして２０世帯、約８０万円の減額、支給分といたしまして２０世帯、同じく３０万円の減額。そして改正により、合計いたしまして１１６万円の税収の減を見込んで、これに関しましては現在の国民健康保険税が継続的に安定していない現在、課税額を国の基準に合わせることとしております。全体といたしまして、担税力のある高額所得者の課税限度額を引き上げて、調整を保っているという税制の改正というふうになっております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○９番（上野武彦）　今回の改正については、国のほうからこういう中身でということなのか、それとも道のほうからのそういった改正の指示なのか、または町独自のそういった施策としての内容なのか、これについてちょっともう１度お伺いしたいというふうに思います。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　こちらの改正といたしまして、当町の国保会計は、２６年度から赤字会計が続いております。国保会計が継続的に安定していない現在、課税限度額が国保の基準に達しておりませんので、国に合わせるための改正ということになってございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第３号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第５

議案第２８号　七飯町後期高齢者医療に関する条例及び七飯町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第５　議案第２８号七飯町後期高齢者医療に関する条例及び七飯町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里）　それでは、議案第２８号七飯町後期高齢者医療に関する条例及び七飯町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案説明申し上げます。

このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状があらわれたことにより療養し、業務に服することができない被保険者で給与の支払いを受けている者に対して、一定期間に限り傷病手当金を支給するため、規定の整備を行うものでございます。

なお、後期高齢者においては、同じ所定の規定を北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者に関する条例に定めており、町において行う事務の追加による一部改正となっております。

それでは、改正する内容につきましては、お手元に配付されております議案関係資料の３４ペー

ジ、資料８の七飯町後期高齢者医療に関する条例（第１条関係）により御説明いたします。

改正後の欄、見出し、町において行う事務のところの第２条中、第７号の次に第８号広域連合条例附則第５条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加え、第８号を第９号に改めるものでございます。

続きまして、資料９の七飯町国民健康保険条例新旧対照表（第２条関係）により御説明いたします。

目次中「・第７条」を「－第７条の２」に改めるものでございます。

次の見出し、出産育児一時金のところの第６条第２項中「次条第２項」の次に「及び第７条の２第５項」を加えるものでございます。

第７条の次に見出し、傷病手当金といたしまして、第７条の２被保険者（給与の支払を受けている者に限る。以下この項において同じ。）が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

第２項、傷病手当金の額は、１日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した３月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額（その金額に５円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５円以上１０円未満の端数があるときはこれを１０円に切り上げるものとする。）の３分の２に相当する金額（その金額に５０銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数があるときはこれを１円に切り上げるものとする。）とする。

第３項、傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して１年６月を超えないものとする。

第４項、第１項に規定する労務に服することができない期間において、給与収入の全額又は一部を受け取ることができる者に対しては、これを受け取ることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与収入の額が、第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第５項、第１項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。を加えるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日、第１項、この条例は、公布の日から施行する。

経過措置、第２項、この条例による改正後の七飯町後期高齢者医療に関する条例及び七飯町国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和２年１月１日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○９番（上野武彦）　今回の改正に関しましては、基本的に国のほうからの指示ということだと思うのですけれども、国保に関しては、対象者はこういった給与支払いを受ける者ばかりでなくて、農業者、自営業者、無業者といろいろな職種、職種といいますか、対象があるわけですよね。今回、給与支払いを受けている者と限定する理由は何でしょうか。要するに国保のそういった対象者というのが広範にわたるわけですけれども、それを対象にしないということの理由をひとつお伺いします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　今回に関しましては、国の政策といたしましたように一貫に取り組まれております。それに伴いまして、当町では今回は国に合わせまして、こういう方たちに傷病手当を追加するということになっております。今後、拡大とかそういうことに関しましては、国保の運営

状況を鑑みて、今現在は判断しかねる段階でございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○９番（上野武彦）　今回は国の指示という形で対応するということは、これわかりました。ただ、今言いましたように国保の対象者は、今回のコロナ問題で影響を受けるとも限らないわけですよね。そういったことに対して、十分に対応するような準備をするということは、最低限すべきことだというふうに思うのですよ。

そう考えますと、拡大という形での今後の対応は迅速に考えていくべきではないかと、そういうふうに思うわけですけれども、これについては町長にちょっとお伺いしたい。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　基本的には、今回、国保に入っている方という形で、各保険、共済だったり保険がございます。それに合わせまして国保に関しましては、国に合わせた形で傷病手当というものを措置しました。

現在、七飯町の国保会計につきましては、赤字会計等も続いておりますけれども、それに関しては一つの課題として捉えていきたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○９番（上野武彦）　傷病手当という形では、今回はこういう給与所得者というふうに限られているわけですけれども、国のほうでどうなのでしょうか。こういった事態に対応する傷病手当というか、これは拡大の対象があった場合に、国は補償しないということなのか、それが一つ。

もう一つは、町独自で基本的にそういった場合には、今後、対応しなければならないということにもなってくるわけですけれども、その辺について見通しといいますか、考えをちょっとお伺いします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　今回は、あくまでも国の示された施策に合わせるということで対応してまいります。今後に関しましては、国の動向を踏まえて対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○１５番（若山雅行）　それでは４点ほど運用の仕方について、傷病手当金の支払いの運用についてちょっと確認させてください。

まず、条文の追加された７条の２の順番に行きますと、被保険者（給与の支払いを受けている者に限る。）といういうふうになっております。これについては、例えば現在、無給で自宅待機するようなそういうケースがあるのですけれども、雇用契約があるということで考えていいのかどうかということが１点と、それと労務に服することができなくなった日から起算して３日を経過した日から労務に服することができない期間となっていますけれども、この３日というのは継続した３日なのか、通算した３日なのか、そこの確認です。

それと、支払額の計算の直近の継続した３カ月の給与収入というふうになっているのですけれども、現在のコロナの状況からいくと、給料が２月、３月からがくっと減って、これから５月とか何とかにこういうものをもらうときには、給料が大幅に減っているという可能性があるのですけれども、３カ月というのが法律の立てつけ上なのか、物によっては６カ月給与を計算するのに、平均給与計算するのに６カ月だとか１年だとかあるのですけれども、これは七飯町の特別の、七飯町として３カ月を決めたのか、それとも法律の立てつけ上３カ月ということなのか、そこをちょっと確認したいということと、あと傷病手当金というのは、療養中の生活保障という意味合いがある手当金なのですけれども、療養中というのが原則なのですけれども、自宅で療養するようなケースについても含まれるということで考えてよろしいのですよねということで、以上、４点お願いします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　この傷病手当の仕組みについての全体をまとめて答弁させていただきます。

傷病手当金に関しましては、例えば２月に服す

ることができない場合、過去の３カ月分に働いた日数あります。それの日数で働いた金額を１日当たりの単価というものを積算いたします。その単価に基づきまして、その方が事業主に雇われていた方から証明書をいただく。そしてなおかつ、病院からも証明書をいただくという形で、その総体的を合わせまして提出して、期間３日、３日というの経過期間を設けてございます。これはどこの保険機関も同じで、国が法律で定められたものとなっております。ですから、４日以降からは支給をするという形になります。

あと、３カ月というのは国の基準に従ってのものと設定されておりますので、今回の傷病手当に関しましては、あくまでも国から示されたものの改正という形になってございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

あとは療養中ということでございましたので、こちらに関しては、病院の証明がどのように判定されているかによります。その中で判断としていく形になっておりますので、お医者さんがこの期間、療養が必要だったという証明があるのであれば、それを含む形になります。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　若山雅行議員。

○１５番（若山雅行）　細かいことで済みません。３日を経過した日というのは、連続した３日が必要なのか、大した変わりはないのですけれども、３日通算でそれを経過した日なのかというところで、若干その運用が違う法律体系があるのですけれども、そこがどうなのかなということと、３カ月の直近だと、不利になるようなケースがあるような気がするのですけれども、その辺は大丈夫なのでしょうかね。国の立てつけというのが、ようなのですけれども、以上２点、追加でお願いします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　３日というのは、例えば土日を挟んだ場合は、それを含まないであくまでもお医者さんがその方、病院に来て３日を継続するという証明が出ています。あくまでも継続して、単発的ではなくて発生した日からの３日という考え方になりますので、継続した３日という捉え方という形でよろしいかと思います。

３カ月という基準でございますけれども、こちらに関しては、あくまでも法律で決められた３カ月間ということで示されておりますので、それに対応する法律となっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第２８号七飯町後期高齢者医療に関する条例及び七飯町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６

議案第２９号　七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について

○議長（木下　敏）　日程第６　議案第２９号七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也）　それでは、議案第２９号七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例について提案説明させていただきます。

今回の一部改正は、七飯町商工業経営安定資金融資制度につきまして、町内事業者がより利用しやすくなるように、融資期間のうち据置期間を６月から１年以内に延長し、また、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げや顧客の著しい減少など、町内事業者の経営に多大な悪影響が及

んでいることから、本制度にて実施している利子補給を令和２年度に限り全額を負担するものとするものでございます。

それでは、議案関係資料３７ページ、資料１０、七飯町商工業経営安定資金融資条例新旧対照表をご覧願います。

第２条第４号中「一部」の次に「又は全部」を加えます。

第４条第２号中「６月」を「１年以内」に改めます。

附則に次の１項を加えます。

令和２年度の利子補給に関する特例といたしまして、第３項令和２年度の利子補給に関する第１０条第３項の規定の適用については、第１０条第３項中「利率のうち、０．５％相当分」とあるのは「利率相当分」と読み替えるものとする。

議案にお戻りいただきます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

田村敏郎議員。

○５番（田村敏郎）　何点か確認をしてまいりたいと思います。

まず、条例改正に向けての趣旨十分理解できましたし、私も地元商工業の振興、これが非常に低迷している中でさらに今回、新型コロナウイルスの打撃というようなことで条例改正わかります。

お聞きしたいのは、まず、現在これを利用している件数、そして条例改正した後の借り受け、何というのですか、より利用しやすいという表現ありましたけれども、借り受けする想定を何件見ているのか、これらの条例改正をしてどのぐらいの利用件数増を見ているのか、それを教えていただきたい。

もう一つには、やはり町内の商工業の灯を消さないてこ入れということを考えると、今の条例改正から読み取ると、まだ弱いと思う。まだ弱いというのは何かというと、例えば利子補給にしても、ことしに限りということですよね、全額見直しを。例えば、非常に振興が低迷している中にコロナウイルスの問題来た中、１年間全額これで回復できるという見方をしているのかどうか。やはり私は最低３年なら３年、きちっと利子補給金を町が持つのだというような考え方、あるいは融資期間、これ据え置きを６カ月を１年以内にする。そうすると、１年以内に据え置いたものが戻る、開始するかどうか、これ本当にそう思って条例改正しようとしているのか、私は理解できないと。

今のニュース等見ますと、なかなか経済については立ち直りが難しいそういう状況の中で、１年以内とか、あるいは利子補給を今年度限りというようなそういうものでいいのかどうか。私は、据置期間も３年なら３年、そして利子も全額３年間見ましょうと。そしてさらに私は、運転資金、設備資金、こういったようなものも上乗せする。今、横出しだとか、上乗せだとか、いろいろなニュース見ますけれども、基本的に５００万円のものを極端に言えば１，０００万円とか、そういうふうにして少しでも商工業の足腰を強くしようと、側面から支えようという考え方であれば、こういう条例改正ではなくて、もう少し大胆な条例改正をすべきでないか、そういうことを考えておりますので、それについての返答をお願いいたします。

○議長（木下　敏）　商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也）　ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

まず、今、融資実行している件数の状況でございますが、例えば令和元年度、前年度になりますが、こちらの融資制度の利用件数は１９件でございます。そして今年度の見込みということでございます。先般３月の定例議会におきまして、今年度の予算につきましては議決をいただいたところでございます。その際に見込みとしまして１０件を想定しまして、予算計上をさせていただいているところでございます。

さらに今回はコロナウイルス関連もございますので、さらに増えるという見込みを持ってございまして、この後、議案になってございます一般会計補正予算においてさらに１０件、合わせて２０件を現在のところ見込んで、予算を計上させてい

ただくということで進めてございます。

それから、今回の条例改正におきまして、令和２年度限りという文言を付させていただきました。これにつきましては、附則で読み替え規定を設定いたしました。この趣旨は、今後の見通し等によりましては、議員おっしゃるとおり、令和３年度とかそういった期間に延長をするという含みもおきまして、附則で読み替え規定を置かせていただいたところでございます。

さらに据置期間の延長、これにつきましては今現在、融資制度、町の融資制度以外にも多数ございます。そういったところで、よりほかのそういった融資制度等も組み合わせることが柔軟に可能になるように、６月という短い期間ではなくて今回の場合は１年を据置期間とするということで、他の制度との統一も図りやすくなるということで設定をさせていただいたところでございます。

さらに上限額、今、町の融資制度としましては５００万円を上限額としてございます。今までの融資実績のうちでもこの５００万円という額は、十分な大きさにあろうかと思います。ただし、今般のコロナウイルス関連の影響がこれ以上に拡大をしていくとか、そういったところを踏まえますと、この上限額につきましても今後、当然、見直しをする必要性が出てくるということにつきましては、当然、念頭に置いているところでございますので、これらの影響額それらにつきましては皆さんの御意見、それから状況を見ながら、随時、対応をさせていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○５番（田村敏郎）　今、説明あったわけでありますけれども、まず据え置きの１年これはほかとの統一という、ほかとの統一というのは、私は正直言って意味わからないのですけれども、先ほど言ったように低迷している中でコロナの打撃がある中で、わかりますよと、そういうバランスというのはわかるのですけれども、今、みんな真剣に経済をどう立て直しに持っていくかという話なのですよ、日本中が。世界中もそうでしょうけれども、そういう中でバランスとかわかりますけれども、私は積極的にもっと１年以内ではなくて３年、確かに読み替え規定云々とありますけれども、僕、ちょっと見つけれないのですけれども、規則のほうにありましたけれども、そうではなくてやはり読み替えだから来年また考えるという、わからないわけではないです。それは一つの手法としてはあるわけですから、それはそれでいいのですけれども、もう少しそういうものは大胆に、こういう基本的に考えているというものを打ち出してこそ、「住みたいまち・住み続けたいまち」だと僕は思うのです。

５００万円も、これ誰決めたかわからないですけれども、５００万円で十分だと。これ何を基準にして言っているか、私はわからないですけれども、借りる側からすれば例えば１，０００万円いいですよ。そうしたら私は、最大限頑張る中で７００万円借りたいといったら、それはそれでその人の基準なのですよね。ですから、そういうことを考えると、２，０００万円でも３，０００万円でもいいという話ではないですけれども、もう少しいろいろな皆さんの意見を聞くと言っているのですから、本当に５００万円でいいのかどうか、そこら辺をもう少し何というのですか、ずっと５００万円で来ているようですけれども、増額できるかどうか、そこら辺と先ほど言ったようなことについて、もう１回、１年以内の統一だとか、そこら辺の見解もう１度説明していただきたい。

○議長（木下　敏）　商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也）　先ほどの答弁とも重複をするところがございますけれども、まず、今回の改正につきましては、新型コロナウイルス関連ということで捉えていただきたいと思います。現状、今回の改正につきましては、利子補給については２年度限り全額負担しますよと、そして据置期間は６月から１年に延長をするというようなこの２点でございます。

先ほどの答弁、申し上げましたとおり、これでいいのかというのは常にある問題でございます。状況はいろいろ確認しながら、それに応じて随時改正が必要であれば改正をしていくというスタンスには変わりはございません。今回の御提案申し上げた内容につきましては、利子補給は２年度は

全額ですよ、それから据置期間は１年ですよという中身でございますが、これらについても必要に応じて今後、またさらに拡大等が必要であれば御提案申し上げて、皆様と一緒に一致協力して対策を打っていきたいと思っているところに変わりはございません。

上限額につきましても５００万円で来ています。これが十分かと言われれば、それが全て十分であるとは言い切れませんけれども、これにつきましても先ほどの答弁と同様で、これからの状況を踏まえまして必要に応じて拡大等の対応はさせていただくということで、御理解をお願いいたします。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○５番（田村敏郎）　今、お話ししたのは、私の意見なのですよ。据え置きの３年、利子補給も町で３年間持ってください。それから、運転資金、設備資金についても増額をして、中小企業の人方が十分に力を発揮できるようなそういう環境をつくってください。それを十分聞きながら、こういう条例の提案ということだと思うのです。私は。

そこで最後にお聞きしたいのは、本当に七飯町内の商工業の人方の実態を捉えて、こういう条例改正を出したかどうか、実態を本当にこういう条例改正でいいのかどうか、実態を踏まえた上で出したかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（木下　敏）　商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也）　今の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

当然、この融資制度につきましては商工会、それから金融機関、そういったところと連携をして、このような形をとっているところでございます。意見につきましても、例えば据置期間につきましては、１年延長というほうが勝手がよいというような御意見もいただいたところでございます。

それから、融資制度につきましても、当町の商工業経営安定資金融資制度につきましては、現在、国で示されている各種コロナウイルス対策の融資制度を見た中で、場合によってはもっとも有利になるというようなケースもございます。こういったところを踏まえながら、今現状、まず打ちたい手をこのような形で議案を提案させていただいているところでございます。

再三の御回答になりますが、これでいいというようなことではなくて、常に状況を踏まえまして、適時適切に改正等提案させていただきますので、その点につきましては御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○１５番（若山雅行）　それでは何点か質問させていただきます。

まず、今回の令和２年度の利子補給に関しては、利率相当分という改正で融資をするという大きな眼目があるのですけれども、これについては令和２年度に借り入れしたものという条件つきなのか、それとも既存のものについても令和２年度に支払う利息については利子補給全額するということなのかどうか、そこの点について確認したいと思います。

それと、今回の改正にはなっていませんけれども、七飯町商工業経営安定資金融資条例の中の第９条に信用保証料の補給ということで、１０万円を限度とするというふうになっています。例えば、これ５００万円満額借りて１年据え置きして、元金均等で残りの９年で返済した場合、保証料というのは幾らぐらいになるのかどうか、もしわかっていたら教えていただきたいということですね。

それと、現在の保証料がそもそも何％なのか。昔、僕が融資やったときには１％が当たり前だったのですけれども、何％なのかということですね。

それと、第４条のところで利率については、４条でなかったかな、利率については町と融資機関というか、金融機関が決めるという、第２条の、済みません。４条の（３）ですね、大変済みません。利率については、町と金融機関が契約した利率となっているのですけれども、ことしというか、今年度、年度ごとに変わるのか年ごとに変わるかわからないのですけれども、ことしの利率というのは何％なのかということです。

それと、先ほどの説明でも１０件ほど、１９件でしたか、前年度あったということなのですけれども、例えば５００万円しか借りれないので、現在、借入額が３００万円あるというようなときに、それを返して５００万円借りるというような形の金融機関としては余り認めないかもしれないのですけれども、借り換えというような扱いについて、今回の融資で認められるのかどうか、そこをちょっと教えていただきたいなと思います。

あと、第３条で、この貸し付けの原資になるようなものとして金融機関に預託というか、貸し付けをするという立てつけになっていて、条例上は金融機関は町が貸し付ける金額の４倍に相当する金額を目標として、中小企業に融資を行うものとするとなっています。これについては今も同じなのか、コロナの特別なあれなので、もっと多く貸し出ししてくれということで、金融機関と打ち合わせしているのかどうか。

あと聞こうと思っていたのは、１年以上の営業実績とか融資条件にあるのですけれども、この辺を緩和するというような検討とか、先ほど同僚の田村議員からもありましたもっと利用しやすい制度として見直すべき箇所について検討したような事項がなかったのかどうか、お聞きしたいなと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也）　では、今の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、利子補給の今回の令和２年度の対象ということなのですが、これは今年度貸付分、それから以前の今、償還中のものにつきましても対象といたします。

そして保証料についてなのですけれども、こちらは一応、形としましては責任共有保証料の率を１．１５％、９段階の料率の中の平均をとらせていただいて、設定をしているところでございます。

それから、今年度の貸し付けの利率なのですけれども、０．９５％で契約を結んでいるところでございます。こちらの契約は、金融機関との契約で、各年度ごとに契約を更新しますので、その時点時点の利率を設定するというような仕組みになってございます。

それから、保証料の限度額、こちらが保証料を補給する限度額につきましては１０万円を予定しております。こちらはそれぞれの企業の融資を受けられる企業の信用等に基づきまして、利率が定められますので、一概に保証料幾らというのはちょっとお答えできませんので、申しわけございません。

それから、預託金の件ですが、七飯町につきましては、うみ街信用金庫七飯支店、それから渡島信金の赤松支店、それから北洋銀行桔梗支店、この３行と契約をしてございまして、うみ街信用金庫につきましては預託金を１，５００万円、そして渡島信金、北洋銀行につきましては預託金１，０００万円、合計で３，５００万円の預託金を出しているところでございます。

単純に計算しますと、それの４倍の融資を目標とするということでございますので、うみ街信用金庫については最大６，０００万円、他２行につきましては４，０００万円と理論上なります。

それで預託金につきましても金融機関とちょっと御相談をさせていただいておりまして、あくまでこれは４倍を目標とするということでございますので、その金融機関によってはこれが５倍になるとか、そういったことも当然ございます。それにつきましては、それぞれその都度協議をさせていただいて、増額が必要であれば増額をするということで、また、議会の皆様に御提案申し上げて、議決をいただいてまいるというような考えでございます。

それから、利用条件につきましては、これにつきましても常に特に今回のコロナウイルス関係で問い合わせが金融機関等に増えてございますので、その御意見をいただいて、いろいろな検討をさせていただいてございます。まず、こちらに届いていない意見等もあるかもございませんが、それらにつきましても今後十分に検討させていただいて、必要に応じて今回のような御提案をさせていただいてというような考えでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

借り換えの関係なのですけれども、５００万円

の限度額がございますので、例えばそれに追加して借りたいといったときには、５００万円の限度額から元金、未返済の元金分を差し引いた残りの部分について、追加でこの融資制度を利用できる。常にこの５００万円の限度額の範囲内で、運用をしていくということになってございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　若山雅行議員。

○１５番（若山雅行）　何点かあれなのですけれども、信用保証料について、企業の信用状態によって、担保あるとかないとか、有力な保証人がいるいないによって信用状況変わるので、それによって保証料が変わるというのは僕はわからなかったのですけれども、最も優良な先についてどのくらいの保証料なのか。要は、１０年間借りたらどのぐらい負担があるのか、そのうちの１０万円を負担しているということで、政府なんかよく無利息貸し出しみたいな感じで言っているので、その保証料についてもう少し見てもいいのではないかなと。それで１０年間借りたら、どのぐらいになるのだろうかなというのを検討されているのかなというふうに思ったので確認しました。

それと、そうすると借り換えというのは、例えば単純な例でいくと、３００万円現在残高があれば、２００万円の新規資金申し込みをしてくださいということになるわけですね。借り換えというのはだめだということなのですか、全額借り換えて１年据え置きにして何かすると、非常に資金ぐりが楽になるというケースがあるのですけれども、確かに保証協会とか金融機関は、借り換え資金については対象外というのがあるので、難しいのかもしれないのですけれども、今回の場合そういうような配慮についていかがなものかというのでどうでしょうか。

○議長（木下　敏）　時間も押してきましたし、また、先ほど横田議員も手を挙げていましたので、質疑はこれからも時間続くと思いますので、答弁は暫時休憩後にしたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と発言する者あり）

○議長（木下　敏）　暫時休憩をいたします。

午前１１時１７分　休憩

午前１１時２９分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第２９号七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正についての若山議員の再質問に対する答弁から入ります。

商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也）　御質問にございました借り換えの関係なのですが、町の融資制度につきましては、あくまでも限度額が５００万円ということですので、常にその範囲内での融資の実行ということになってございます。

また、現在、新型コロナウイルス感染症関連につきましては、国のほうからも金融機関等への配慮要請ということが行われておりまして、適時適切な貸し出しだとか、返済猶予等の既往の債務についての条件変更など、そういったことについても配慮してくださいというような要請がなされているところでございますので、そういった他制度も含めて七飯町の融資制度を活用していただければというように考えてございます。

保証料につきまして、例えば保証料の限度額は、今、１０万円だということでお話をさせていただいております。そして例でございますが、昨年度、融資実行いたしましたところで、例えば限度額５００万円のときの保証料は大体どの程度かといったときに、昨年度の実績ですと、上限の１０万円まで達している保証料が設定されているケースもありますが、その反面、保証料率５００万円の借り入れで１万１，２５０円とか、そういった保証料率になるケースもございます。

それで保証料率１０万円の限度まで達した貸付件数は、昨年度１９件中３件ということでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　若山雅行議員。

○１５番（若山雅行）　最後の質問になりますけれども、保証料についてしつこいようなのですけれども、少ない金額というのは年数が少ないという、そういうことでないかなと思うのですけれども、１０年丸々借りたらそんな金額にならないの

で、運転資金なので３年とか５年とかというのあると思うのですけれども、そういうようなケースで１０万円以下になるケースあると思うのですけれども、１０万円以上も３件あったということなので、検討いただきたいということであるのですけれども、追加の質問は１点です。

第４条、４条でないですね、第３条ですね、町との貸し付け４倍についてなのですけれども、これは新規貸し出しの額を４倍ということなのか、既存の貸し出し。例えば、既に借り入れしているものがあって、２，０００万円、３，０００万円貸し出しの残高がありますよと。そういうときに４倍の中にそれが入るのか、入らないのか、新規貸し出しだけで４倍の数字なのかどうかだけ教えてください。

○議長（木下　敏）　商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也）　この貸し付けにつきましては、年度で預託金の４倍の貸し付けを目標とするということですので、今までの過去の貸し付け等は考慮しないで、その年度の新発の部分に対してということで御理解願います。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

横田有一議員。

○１番（横田有一）　今回の利子補給の特例というのは、あくまでもコロナウイルスの件だと思うのですよね。今、同僚議員が質問していたのですけれども、日本政策金融公庫とか、国金でなくてもう一つ上のほうの何といったか、忘れた。政策金融公庫では、これは別枠でお金貸してくるというのですよね、今ね。町のほうはそういうふうな考え方で、例えば今まで借りたやつで残りに対しての分しか貸せないというのは、これ使いづらいのですよね、はっきり言って。大変いずいので、その辺どういうふうに考えているのかというのをもう１度確認したいということと、この条例的に一番最後のところの利子補給に関する特例で、利率のうち０．５％相当というのを利率相当分にするというふうに直しますよね、これは令和２年だけはそれでやりますよということなのですけれども、第２条の４のところに、金融機関に支払う利息の一部又は全部を町が補給することとする。令和２年に対して、例えばこうなったからやるというのだったら、今までどおりでいいと思うのですけれども、これをこういうふうに直すということは、今後どっちか、一部の場合もあるし、全部もあるよということ、そういうふうになると思うのですけれども、ではどういうふうにしてそれというのは、一部はどういう業者、貸す先がどういう貸出先なのか、それとも。全部というのは、こういう貸出先ですよというのが、どういうふうにすみ分けしているのかというところを教えていただきたい。

○議長（木下　敏）　商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也）　ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

今般、こちらの条例改正、それから令和２年度に限り利子補給全額というような制度につきましては、国が別枠で設けているという予算組みをしていますけれども、七飯町については既存の制度の活用ということで、このような制度設計で御提案を申し上げたところでございます。

それと、改正の中の一部の次に又は全部というようなところの文言を追加した理由についてなのですけれども、これは一部又は全部というのは、利率、利息の部分を指してございます。ですから、業種とかそういったことではなくて、あくまでも利子補給をする利率について表現をさせていただいているところでございます。

そして、このたび全部という言葉を設けたのは、実は今後、今、既存の普通の通常の状況でございましたら、利子補給は０．５％分ということで設定をしてございます。今後、何らかの理由によって貸出利率が０．５を下回った場合、そういったときに一部ではなくて全部になるというようなケースもございますので、この際、ここの部分を一部又は全部というような表現に変えさせていただいてございます。

通常は０．５％を利子補給しますよとやってございますので、これを下回る融資利率になりますと、その全額ということになりますので、その全額について利子補給が実施できるようにという含みを持たせての改正となってございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　横田有一議員。

○１番（横田有一）　そうすると、利息の安いやつがあった場合には、そういうふうに０．５を割った場合には全部という意味であると。それ以上になった場合には、一部だよということのそういう考え方でいいということで、もう１回確認でお願いしたいと思います。

ほかの函館市とかの貸し付けを見ると、金額ももっと莫大に上なのですよね。例えば、コロナウイルスに関係する融資で、運転資金で１，０００万円、設備で３，０００万円、緊急対策資金というやつなのですけれども、それで利率のほうも１０年を超える回りで１．４％以内、運転も設備も１％以下というふうなこういう内容になっている。

それから、今の政策金融公庫の貸し出しは、反対にマイナス金利のやつが出ていますよね。それが６，０００万円まで貸して、前年度の売り上げのたしか２０％落ちた業種というのか、会社に対してそういうふうに下げますよ。それは出しますよというふうなので。それはマイナス金利で、マイナス金利で０．７マイナスでいろいろこうやってゼロになりますよ。ですから金利はゼロ、それから据え置きが２年ですか、そういうふうになっている。

やっぱりそういうふうな魅力あるものにしていかなければ、なかなか七飯町の融資というのに、それこそ貸してくれなかったから最後はしたらここに来て、これお願いしますかというふうな、もっと魅力のあるものにしていかなければ、七飯町のそういう商工業者が力なくなっていくと思うのですよね。商工業者を力あるものにしていくということ、最近なんか見ると、本当にシャッター街になっていますよね。だからそういうのでなくて、やはりまちが活性化するようなまちづくり、町長が言っている「住みたいまち・住み続けたいまち」そういうまちであるということが大事なことであるので、そこを地元の業者が頑張れるような体制というのをとっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（木下　敏）　商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也）　ただいまの件につきまして御答弁させていただきます。

お話のありました国の制度、こちらのほうは今お話ございましたとおりでございまして、３年間利子補給をするよと、実質利息はゼロ、そして無担保というような設定でございます。４年目以降につきましては、今後の検討だと思うのですけれども、通常どおりに戻るというような制度設計になってございます。

そういったところを踏まえまして、町の今回の改正は再三御説明申し上げていますとおり、据置期間の延長と２年度分についての利子補給、利息全額というようなことを提案させていただきました。

先ほど、同僚議員の御質問に対しての御答弁申し上げましたとおり、これで万全だということでは認識はしてございません。ただ、現状御提案して、こういった形でよくしていきたいというのは同じでございます。今後、いろいろな状況の変化もございますし、いろいろ利用者の意見とか、それから関係機関の意見等も踏まえまして、その都度随時制度の改良には当たってまいりたいと思います。

七飯町の融資制度のみならず、今回打ち出されている国の制度、それから都道府県の制度もございますので、そういった各種制度のいいところをうまく活用していただくために、今後も町の融資制度につきましては、改善をしてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　横田有一議員。

○１番（横田有一）　今、まちの中は本当疲弊して人も歩いていないと、そんな状態ですよね。ですから、今、これやるのだったら、本当にこれしか出せないのだったら、もっと簡素にして速やかにお金を貸してくれるような状態にしていかなければ、使ってくれづらいのもあるかもしれないけれども、それでもいいから使いたいという人もいると思うの。だからもう少し貸しやすいような状態にしていくということ、銀行を通してやってくださいよ云々というのではなくて、もう少し直接来て反対に銀行さんのほうには、うちのほうでこうやって保証も出すのだから、やりやすいように

してくださいよというものをしていかなければ、なかなか貸しづらい。そうやっているうちに、まちはだんだんひどくなっていきますよ。

そうしていかなければ、本当に七飯町から人がいなくなってしまうということだってあり得ると思うのですよ。今、頑張っている人たちだって、七飯町でこれだけの人間がいて、今、こうやってやっているから僕も頑張るのだよという人たち、結構いると思うのですよ。そこを最後、町長、どうなのですか、その辺の考え方というのを一言お願いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（中宮安一）　特に私は、これが借りづらいものではなくて、むしろ国の今やっている制度のほうが３年間据え置きですけれども、４年目から全部取られるのですよね。無担保と言いますけれども、こっちは保証料出しているので、私どもは。ですから、３月の時点で既に７件の３月ですね、前年度で、それらの保証料等につきましては予備費でもってやらさせていただくということで皆さんの御了解もいただいていますけれども、もう３月の時点で７件あるということで、今、４月の段階では３件のお話が来ています。ですから、これがまずはしっかり商工会通じて、こういう制度ですよということになると、私はもっともっと来ると思うのですね。

それと、何といいましょうか、私どもは金融機関ではございません。ですから、何千万円も貸すということにはならないというふうに思いますけれども、でもこれは非常に使い勝手がいいですねということを、まず０．５％の段階からも使い勝手がいいですというそういうことも、お話もいただきました。

そしてある企業ですけれども、日本政策金融公庫のほうに行ってちょっと御相談させていただいたら、ちょっと私どもの企業ではこれは使えないということで、町のほうへ申し込んだというのもありますので、私はこれ非常に使いやすいものだろうなというふうに思っています。そして今、令和２年度に限り利子を全て見るということにしましたので、ぜひ町内の業者にはこれから使っていただきたい。

そして今、当初予算で先ほど言いましたとおり１０件ということを見込んでおりましたけれども、今回の補正でもう１０件プラスしています。それがもっともっと件数が増えるようであれば、これまた補正をしながら貸し付けをして、元気なまちにしていきたい。

また、外出が、人が、人通りがいないというのは、これは外出を自粛をお願いしているという、それを皆さんがしっかり守っていただいているというそういうことだろうというふうに思いますので、ちょっとそこのところの見方は少し違うところもあるのかなという気がしています。

ですから、私どもが補完的にやっている５００万円という額で、先ほども１，０００万円いうお話もございましたけれども、なかなかこれは給付金でございません。ですから、返す、返さなければならないお金ですので、仮に３年据え置いたということも、これからのいろいろな業者ともお話をした中ではそういうこともあろうかと思いますけれども、そうなると１０年というスパンではなくて、もっとそれを延ばさなければならないような、１０年の中で３年据え置き、７年ででは返すかといったら、これも多分、私は事業者にすると大変な話になると思うのです。

そういったときには、今度は１５年の償還年数も延ばしながらと、そういうことも私たちは考えながら、これからもよりよい皆さんに事業者の、企業の皆さんに、使い勝手のいいように考えていきたいというふうに思いますので、どうか議員の皆様方もぜひいろいろな御意見、あるいは皆さん方の持っているノウハウを私どものほうにお貸しいただければ大変ありがたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第２９号七飯町商工業経営安定資金融資条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７

議案第３０号　本町上台団地３棟・４棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更について

○議長（木下　敏）　日程第７　議案第３０号本町上台団地３棟・４棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　議案第３０号本町上台団地３棟・４棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更について御提案説明申し上げます。

令和２年３月１７日第１回七飯町議会定例会で議決のあった本町上台団地３棟・４棟長寿命化改修建築主体工事請負契約に一部変更があったので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

この契約は、令和２年３月１８日から令和２年７月３０日までの期間で、現在進めております工事になりますが、本町上台団地４棟の屋根板金を撤去したところ、屋根の一部において野地板及び垂木の腐食が発見され、建築年次が同じ３棟においても屋根を打診したところ、４棟同様の状況と推測されたことから、今回の改修建築主体工事に合わせ腐食している一部野地板及び垂木を撤去しなければ、屋根板金の施工に支障が出ることから、撤去及び新設を追加し、工事内容を変更するものでございます。

皆様にお配りの追加資料をごらん願います。

１ページ、本町上台団地長寿命化改修事業、時系列でございます。

最初に、長寿命化調査委託業務の契約期間は、令和元年６月１０日から令和元年１０月３１日までとなっており、３棟から１０棟の合計８棟の長寿命化改修となっております。１棟及び２棟は平屋建てであり、政策空き家としているため、対象外となってございます。

次の長寿命化調査委託業務完成品納入年月日は、令和元年１０月３１日となってございます。

次の３棟・４棟長寿命化改修建築主体工事入札執行日につきましては、令和２年２月１８日となってございます。これは北海道より長寿命化改修工事を繰越明許で実施できないか、打診を受けての実施となっているものでございます。

次の３棟・４棟長寿命化改修建築主体工事の工期につきましては、令和２年３月１８日から令和２年７月３１日となってございます。

次の屋根の改修ですが、３ページから８ページに写真を添付してございますが、令和２年４月７日、４棟、作業を開始。令和２年４月８日、４棟、平屋根、臭突廻り劣化。令和２年４月１０日、平屋根、野地板・垂木劣化。令和２年４月１１日、４棟、北東面、野地板・垂木劣化、東面、垂木劣化。令和２年４月１４日、３棟、屋根下地調査となってございます。

現地調査につきましては、令和２年４月１０日に、屋根板金撤去に伴い、役場担当課職員、設計担当、請負業者による下地状況の確認を行っております。

設計変更起案日は、令和２年４月１５日となってございます。

２ページをご覧願います。

工事費の内訳書となりますが、１直接工事費、２共通費、このような項目ごとに再計算をいたします。単価については、競争原理の確保の観点から、国においても公表を控えていることから、金額の表示を差し控えさせていただきます。工事価格計、この金額は予定価格となりますが、変更前の金額が上段で、変更後の金額が下段となってございます。この工事価格計に対する消費税が、消費税等相当額の欄となります。工事価格計同様、変更前が上段、変更後が下段となります。工事価格計と消費税等相当額の合計が工事費となり、変

更前が上段、変更後が下段となります。

この再計算の算出した変更後の工事価格計、当初の入札金額、変更前の工事価格計の金額を用いて新請負代金額を算定する仕組みに当てはめた結果が、今回の契約金額の変更額となります。

３ページから８ページは、４棟、３棟の屋根の写真となっておりますので、ご覧いただければと思います。

３ページは、４棟の屋根の工事着工前の写真でございます。

４棟は先ほど説明しましたが、臭突廻りの状況、また、平屋部分の野地板、垂木の劣化状況というふうに続いていきます。

６ページにおいては、平屋根の野地板、垂木の劣化状況ということで確認をしてございます。

７ページにつきましては、まだ現在、４棟のほうに工事、足場が組まれておりますが、３棟については今後の工程の予定となっておりますので、現在、屋根の状況を確認し、８ページの写真のとおり、打診をして調査をしてございます。

なお、この契約の変更は、現行予算で対応してまいりますので、契約変更による新たな予算措置などはございません。

それでは、議案に戻っていただきまして、記の下にあります表をごらん願います。

表の右側の欄が現在の契約内容ですが、項目のうち３契約金額の変更前の５，４１２万円から５，７８６万円とし、３７４万円を増額するものでございます。この金額は、さきに説明いたしました再計算の結果を新請負代金額を算出する式に基づき計算した結果となってございます。

そのほかの１契約の目的、２契約の方法、４契約の相手方につきましては、変更はございません。

議案の次のページには、平面図となってございます。

今回対象となる箇所は、色を塗ってある部分でございます。３棟及び４棟とも同じ場所を撤去及び新設する箇所となります。

簡単ではございますが、提案説明は以上でございます。議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○３番（平松俊一）　何点か御質問したいと思いますが、そもそもこの建物というのは、築何年たったのかというのが１点目。

２点目としまして、長寿命化というのはあと何年を使うという前提での調査だったのか。それとその調査内容、いわゆるふかし部分ですね、その調査は最初から調査項目に入れてなかったということだと思うのですけれども、例えば水回り、給水・排水こういったものの調査もしていないのか。実際にこれを例えば３０年使うという想定であれば、それなりの工事がもっと項目としてあったのではないかと思われるのですが、その辺の内容を詳しく御説明を願いたいと思います。

○議長（木下　敏）　経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　それでは、まずは築何年ということでございますが、昭和５１年建築のものでございます。ですから昭和５１年に２５年足すと西暦が出ますので、１９７６年になります。ですから２０００年までは２４年、そして現在２０年たっていますので、４６年経過しているということになります。

それと、調査時の内容というのでしょうか、そういう部分でございますが、まず、その他の調査といたしましては、先ほど言った３棟から１０棟の状況をまず確認することでございます。これらの構造はドリゾール造りということで、準耐火建築物の２階建てでございますので、それ以外のものにつきましては耐力度調査を行う、外壁劣化、ひび割れ欠損、鉄筋破損、破裂、雪などの調査を行う。アスベスト含有調査を行う。

そして、次の改修工事の設計を行うというようなことで、その部分につきましては、屋根防水改修、外壁劣化部分の補修、外壁仕上げをリシン吹きつけからガルバリウム鉄工板張りかえに改修というような内容でございます。

水回りとかそういう部分でございますが、工事が建築主体工事のほかにそれぞれ契約をして、対応しているところでございます。

本町上台団地におきましては、同じく３棟・４

棟につきましては給水・ガス・設備工事、同じく３棟・４棟長寿命化改修電気設備工事というものも別に工事を発注して対応していくというような内容になってございますので、どうぞ御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○３番（平松俊一）　そうすると、令和元年の６月から１０月に調査委託をしたという内容には、水回りですとか、そういうものは含まれてないということなのですか、別にまた調査するということなのですか。その確認と、一番大事なのは、今、築４６年たった建物だと、これ何年使うための調査委託、設計内容なのか。とりあえず今、傷んでいるところだけ直して１０年もたったら、また、あちこち壊れてくるというのは、長寿命化という考え方でないと思いますよ。

やはりやるのであれば、これから２０年、３０年ちゃんと使うという目標を持ったことで、初めて長寿命化ということが言えると思うのですけれども、その辺がどうもいつも半端なのですよね。そこの考え方をきちんと御説明ください。

○議長（木下　敏）　経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　大変申しわけございません。先ほどの耐用年数、何年使うのかということで１回目の質疑にありましたのですけれども、答弁漏れまして大変申しわけございません。

当然、この年数、長寿命化ですので、今後長く使っていきたいということで考えてございますが、一応、長寿命化の当初の計画によりますと、本町上台団地につきましては、今後、またこの改修を進めながら３５年以降に移転の検討とか、用途廃止とかそういうものが、長寿命化の計画の中に入っておりますけれども、今回、こういう改修をさせていただきましたので、それらをより長く耐用ありますので、使っていきたいと考えてございます。明確に何年ということは、ちょっと私のほうで押さえてございませんでしたので、大変申しわけないですけれども、計画によっては順調にそれぞれ本町上台団地のほうも当初計画に基づき、今現在進めているというような状況でございます。

当然、これからも３棟・４棟のほかに５棟から始まりますけれども、また、後年度もこういう改修工事が予定されております。そういうものも含めながら、耐用年数をこの先ずっと長く使っていきたいということで御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　答弁漏れありました。水回りの調査の関係でございますが、委託業務の中には、そういうような水回りの部分入ってございませんけれども、当然、年数も経過してございます。これはほかの長寿命化工事、冬トピア、桜Ｂ団地、吉野山団地、そういう部分も同じ仕様でやってございます。あと、それぞれの団地の長寿命化においても先ほど申したとおり、給排水、電気設備、そういうものも一緒に工事に合わせ改修をしているということですので、調査ということはしていませんけれども、この建築主体工事に合わせて、それぞれの部分についても一緒に契約をして、今回、改修をしているということで御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○３番（平松俊一）　何遍も言いますけれども、やはり長寿命化ということでうたうのであれば、きちんと３０年なら３０年使うために現状がどうなのかということを調査して、それに対して設計をすると、予算を組むと。今、予算、お金をかけたら、これから３０年は間違いなく使えるというのが長寿命化の考えですよ。それ３０年、４０年、５０年いろいろあるでしょうけれども、どうもこういうやり方だと、どこかが壊れてきたらまた直しますという仕事が出てくるのであれば、それは経費が何回もかかっていきますよ。

せっかく足場組んだり、いろいろな工事業者が入るのであれば、ここでがっちりやって３０年は大丈夫だという工事を目指すのが、これは本当だと思うのですけれども、何も長寿命という言葉ただつけたようで、今現在、傷んでいるところだけ直すのに剥いでみたら、ちょっと野地板傷んでいたと、隣たたいてみたらそれもどうも危ないと、だからこれだけの設計変更でお願いしますと。それで金額は確かに大したことないですけれども、向かい方が違うと思うのですよ。

その打診をして、隣も何番かな、最初に屋根を開いてみたとこと同じ範囲を設計変更しましたと。だけれども、開いてみて、もしもっとひどかったらどうなのかなという気もするのですけれども、逆に少ないかもしれませんよね。少ないということは補助金、多少でしょうけれども、返すということも出てくるかもしれませんよね。その辺のことを自信持って言える範囲なのかどうか、屋根の上からたたいただけで数量を積算したということ、それ自信があるのかどうか、そこだけちょっと１回返答もらっておきたいと思います。

○議長（木下　敏）　田村議員、先ほど手挙げていましたけれども、まだ質問あります、あります。

それでは、もう時間もお昼になっておりますので、答弁は１時からとしたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　それでは、暫時休憩いたします。

午後　０時０６分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第３０号本町上台団地３棟・４棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更について、平松議員の再々質問に対する答弁から入ります。

経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　それでは質問に対して答弁してまいります。

まず、耐用年数というか、長寿命化して何年持たすのだということの御質問がございましたが、公営住宅等長寿命化計画策定指針において、改修後はおおむね３０年程度となっているということでございます。

それと、今回の補助でございますが、国の社会資本総合整備交付金というものを交付を受けながら実施しますけれども、これの交付金の中にもいろいろな交付の種類がございまして、上台団地におきましては、防災安全社会資本整備交付金という部分に分けられてございます。

国のほうからの交付金を受けるには、まず、北海道の計画でございます北海道における住宅建築物の耐震化等の推進（第２期防災安全）というものに計画登載されてございますので、それをもって北海道のほうに計画を上げ、国のほうに申請の手続をしながら、交付金を受け取る状況でございます。

また、長寿命化ということで、言葉の意味合いでございますけれども、この長寿命化改善ということで国のいう社会資本総合整備交付金の今説明いたしました交付金の中に、長寿命化型また改善ということで、次のいずれかに該当するものであるということで、従前の仕様等と比べ耐久性が向上すること、従前の仕様等に比べ躯体への影響が軽減されること、従前の仕様等と比べ維持管理が容易になることということでございますので、これらをもとに調査委託を発注しているわけでございますが、その部位といたしましては、躯体、屋根及びこれらに付随する部分、外壁、給水管、配水管、これは外部の工事をしたときに接続部分が生じてきますので、そういう部分も対象といたしますというような内容でございます。

また、調査のあり方ということでございますが、こういうふうに事案が発生した都度、議会のほうに上げるのではなく、事前にもうちょっと調査をしたほうがいいのではなかろうかということでございますけれども、ごく最近の一般的なもので、うちのほうとしては対応してございます。当然、屋根についても目視ということで調査をしてございますけれども、これは冬トピア団地、先ほども言いましたけれども、本町桜Ｂ団地、あと吉野山団地の改修の際も、このような同じような調査の項目で実施をしてございます。

幸いといいますか、今まではそういう事案が発生しませんでしたけれども、今回においてはそういう部分が発生したということから、限られた工期の中で進捗状況を考えまして、何とかこの部分を対応していって、何とか工期に間に合わせたいということの中から、皆様に御協力を願うものでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございません

か。

田村敏郎議員。

○５番（田村敏郎）　それでは何点か確認をしてまいりたいと思います。

まず、御存じだと思うのですけれども、七飯町公営住宅長寿命化計画、これが策定されております。計画策定の目的でございますけれども、これは七飯町が管理する公営住宅について現行のストック計画を改定し、劣化度調査結果等をもとに予防保全的な維持管理や耐久性の向上に資する改善等の計画的な実施により、公営住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に結びつけるとともに、公営住宅ストックの有効活用と効率的かつ円滑な更新の実現を目的とします という文言があります。

この中に劣化度調査結果、これいつこの対象になっている部分で実施して、結果はどんな内容だったかということ、１点目です。

それから、屋根、これ当初から入ってなかったかどうか、これの答弁。長寿命化計画の中には、屋根防水ということで既存屋根材波形スレートは劣化しやすい材料であることから、全面的な改修を要します、こういうような文言もありますし、また、計画期間内に長寿命化型改善の内容として、屋根防水、既存屋根、これも波形スレートは劣化しやすい材料であることから、全面的な改修を要する。次に、既存屋根材を全面撤去し、既存の断熱材を充填の上、長尺金属板葺きとする。また、安全性を考慮し、軒先に落雪防止のための雪どめを設置する。

こういうふうに屋根に関して、きちっと考え方をうたっているのですよね、これが契約の変更後の契約ということで出てきている。ということは、さっき聞いたとおり、当初から屋根については入っていなかったかどうか、この部分についてまず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　それでは、七飯町公営住宅長寿命化計画にのっている目的、それの劣化度調査結果等をもとにということで、これはしているのかと、いつしたのかということでございますけれども、それぞれの長寿命化工事に入る前に委託設計をかけます。その際に、調査をするということでございます。

先ほど、同僚議員にも説明いたしましたのは、調査のほうの委託業務の仕様といたしまして、先ほど説明したとおり、耐力度調査を行う、外壁劣化、アスベスト含有調査、そのほかに屋根防水改修、外壁劣化部分の補修、外壁仕上げを変更するような改修であるというようなことを条件と付してございます。それらに基づいて、基本調査の設計委託をされたということになってございます。

これらについては、先ほども言いましたが、一般的に改修を進める際にやる内容でございますので、そういうことで屋根が特別ということでなくて、あくまでこういう条件を付して委託をしているということでございます。

それと先ほども説明いたしましたが、屋根におかれては、ルーフィング等、鉄板というか、トタンを改修するということが当初から入ってございますので、その部分は設計の中に入っていると。ただ、下地につきましては野地板の状況とか確認できませんので、目視ということで鉄板のさび等そういう状況を踏まえて、状況を判断して、当初の設計ではルーフィングとその鉄板ということで改修をするというような内容でございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○５番（田村敏郎）　ちょっとなかなか正直言って聞こえづらい部分もあるのですけれども、屋根の部分について、今、議案第３０号では屋根の部分の変更で上がってきていますので、屋根について具体的に長寿命化の中では全面ふきかえのようなことも、全面的に改修すると、改善するというような流れの中で、鉄板についてはふきかえというような下のほうは、野地のほうはという話なのですけれども、一体的にやらなければだめなのではないですか、これは。

実際、劣化度調査結果、これについての屋根部分はどういうふうな評価をして、どういう形で発注しているのかということを私、知りたいのですよ。だから外壁どうのこうのというのはわかりますよ、それは、いろいろ出ていますから。ただ、屋根防水については、劣化しやすい材料であるこ

とから、全面的な改修を要するよということを長寿命化の中であるにもかかわらず、本当に当初から、入っていたという話ですからあれですけれども、実際、調査の結果では屋根についてはどういうような評価をして、そしてどういう形の発注の仕方をしているのか、それについてちょっとお答えお願いたいと思います。

○議長（木下　敏）　経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　先ほども長寿命化型の改善ということで、その部分も外壁も屋根ということも発言させていただきましたが、その概要といたしましては、屋根等の断熱性を向上させる工事、屋根等の防水性を向上させる工事、屋根の耐久性を向上させる工事ということで、当然、劣化をしていたということでルーフィングと板金、いわゆる屋根の板金を改修するというような判断のもとで設計をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　田村敏郎議員。

○５番（田村敏郎）　そうすると、当初、屋根の部分について発注を、今の考え方によって、何項目かによって発注したと、それで足りなくて３７０万円の追加があったという、そういう考え方なのですか。私は、そうはこれはとられないような写真ですよね、当然、屋根のふきかえだとか、そういうものとは一体とした私は工事の中に入ると思うのです。そこら辺もう１度。

○議長（木下　敏）　経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　先ほど来、答弁同じくなりますけれども、これらの断熱性の向上、防水性の向上、耐久性の向上ということで、これは全て桜Ｂ団地、吉野山団地、そして今回、上台団地もそうですけれども、同じような対応でルーフィングと鉄板、屋根の鉄板は変えなければならないということで設計をしてございます。下地の野地板等につきましては、やはり現状剥いで調査するということは、この段階では入りませんので、やはり目視によってトタンのさびの状況等を踏まえて、防水のためには下がルーフィングと鉄板を交換するというのが積算になってございますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

また、下地につきましてその工事が進んでいってその状況を見なければ、やはり利用できるものは、利用できるというか、耐久性があるという判断をすれば、現在、吉野山団地もそうですけれども、そのまま施工してございます。ですから、今回は剥いだ段階で、下地の野地板とかが腐食が激しかったということから、やはりこのまま施工すると鉄板の押さえとか、そういう強度とかそういうものに支障がございますので、それらを踏まえて変更をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

中島勝也議員。

○１２番（中島勝也）　それでは、１点だけお伺いしたいと思いますけれども、ただいま２人の同僚議員からいろいろと問題が、質問がされ、また質疑をされましたけれども、問題点としてはそのとおりなのかなと思っております。

でも私は、そのこと以前に問題があったのかなというような気がしております。そこをちょっとお聞きしたいのですけれども、この問題は、昨年の岳陽学校、これとも同じような問題で追加予算がされまして、発生した内容と全く同じなことでございまして、このことについても我々、民文でも相当議論されました。質疑が終わってから、また追加でそういう腐ったところの、腐食したところの予算が５００万円出てきたということで、民文でも相当やはり深く議論されました。

そのときにも次長、また課長のほうから、二度とこういうことのないようにしっかりと調査をして、そしてまた実施していくというようなことを我々、民文としても約束されたわけなので、そういう経緯がありますけれども、この岳陽学校については昨年のことでありまして、１年もたっていないことでありまして、同じようなことが舌の根の乾かないうちに、また、同じような問題が出てきたと、これは遺憾に思うわけですね。非常にこういう問題が１度あって、また２度同じことが起きたと、反省点は全くないのではないかと、そのことについて私すごく憤りを感じるのですよ。

町として、このような問題、後から出てきたから追加予算すればいいのだと、議会は通してくれるだろうというような甘い考えで出してきているのか、そういう反省が全くない、同じことを繰り返す、２度あること３度あるような感じを私受けますけれども、皆さん方、どのような反省をしているのか、ぜひその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　中島議員からの質疑でございますけれども、大沼岳陽学校のことの事例ということでございますが、先ほど、今回の上台団地の時系列で説明したとおり、調査委託については元年６月１０日から元年１０月３１日ということで委託をしてございます。１０月３１日に完成品をいただいてございますので、ほぼ９月末及び１０月の初めには大体業務が終了している。あとは報告の設計図書とか、そういう部類の作業に入っていたかなと思います。

それで大沼の案件でございますが、これについては元年１０月２１日に臨時議会で設計変更したということでございますので、今回の本町上台団地の委託設計の際は、この事案のかなり前にほぼ終了しているということから、そういう点をまず御理解いただきたいと思います。

また、さっきのときの臨時議会ですね、令和元年第３回臨時会で同僚議員から再々の質問にありました。私もその答弁の中で、ある議員の質問になぜそういうことが発生するのだということがございましたが、現状なかなかやはりその剝いでまで調査するということは難しいと、見えない部分まで全部を明快にすることは、なかなか予算立てのこともございますし、なかなか厳しい状況の中で限られ仕様のもとに業者のほうに委託し、やってございます。

なるべくこういう事案が発生しないようになることを願うとともに、発生した場合は、この議会のほうとも協力しながら物事に対応していきたいと思ってございますので、御理解のほどお願いしたいということで答弁をさせていただいてございます。

現状の設計の中で、やはり足場を組んで全部解体して調査するとなると、これは工事をするほうが早いということになります。ですから、現在の委託調査の中では躯体とかは、そういうようなものを指定したりします。屋根について目視で、さびの状況等を勘案しながら、ルーフィングは絶対交換しなければならない、鉄板も交換しなければならないということで、今回の中の設計にも入ってございます。

下地につきましては、残念ながら今回こういう事案になりましたけれども、例を出すと、これがいいのかということになりますけれども、吉野山団地は、上台３棟・４棟よりも古い団地でございますけれども、腐食状況はございませんでした。やはり町といたしましては反省をしながらも、決められた中で期限を定め委託してございます。また、これらの団地についても今後また、５・６と進んでいきます。年次としては１年ずつ、ずれていく予定でございますけれども、中には間を置いて建築した部分もありますけれども、今後も長寿命化の工事は進むということでございますので、できればこういう事案がないように願うのですけれども、絶対ないということは私のほうでは今は発言できませんので、第３回の臨時議会と答弁同様になりますけれども、こういう事案がないように願うとともに、発生した場合は議会のほうとも御協力いただきながら対応してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（木下　敏）　中島勝也議員。

○１２番（中島勝也）　よくわからなかったのですけれども、反省点があったのかないのかよくわかりませんけれども、ただもう１点聞きたいのは、今回のこの補正予算を上げる前に、岳陽学校のことがやっぱり頭にあったと思うのですよ。そういうこともやはり話題になりましたか、話題になっていれば、これを提出することによって何か問題点が出てくるのかなというような気がするわけなのですけれども、その点の考え方はなかったですか。

○議長（木下　敏）　経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　担当のほうからこの時系列の中で現場調査いたしました。その後、報告を受けた際に、やはり同じく大沼岳陽学校の変更

契約の案件が頭をよぎりました。ただ、先ほども答弁させていただきましたが、委託調査がその前にほぼ終了している内容でございますので、時間のタイムロスというのでしょうか、すぐ調査してすぐ設計、工事というふうになればそれはそのまま進んで、逆に３棟・４棟のほうが一部改正というふうなのが早かったのかもわかりません。

ただ、結果として、こういうことになったということは、最初のほうに報告を受けた際は、大沼岳陽学校のことは頭によぎりましたけれども、あくまで正当なルールに基づきまして、その分の費用を再計算してその部分を出たということで、一部変更の議案として議会のほうに提案させていただきたいということで、本日、提案させていただきましたので、反省というか、今後絶対ないというふうに先ほど言いましたけれども、明言はできません。ただ、時間的な入れかわりというのでしょうか、今はもう大沼のほうが先だよ、これが後だよというふうになっていますけれども、設計段階では、そっちのほうが先に終わっていますので、そういうことでうちのほうとして今後ないようにということは絶対言えません。

ただ、あくまで長寿命化の中で対応してきた中を踏まえながら、対応していきたいということで考えてございますので、どうぞ御理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○１５番（若山雅行）　済みません。２点ほど、ちょっと意見も入るかもしれませんけれども、追加でいただいた資料２ページ目の工事費内訳表に出ているここの金額と、今回の議案の金額との差額とか何とか、これはどう考えればいいのか。説明があったのかもしれないのですけれども、ちょっと教えていただければなというふうに思います。

それともう１点は、議会で契約の内容とかを、契約金額等を議論するときに、出してくる資料の金額が黒塗りではないけれども、これは白塗りなのですけれども、内訳を出さないとかというのは、これちょっと審議する上で、これがあったから議論が進むとか進まないではないのですけれども、議員に対して開示できない数字とか資料とかあるとかというのは、ちょっとどうなのかなと考えてしまうのですけれども、そのところどころの説明をちょっと求めたいなと思います。

○議長（木下　敏）　経済部長。

○経済部長（青山芳弘）　若山議員の質問に答弁していきます。

まず追加資料の２ページの金額でございますが、それらについての議案との関連でございます。

先ほど来の提案説明の際も言いましたが、決まっている数式に当てはめて計算するということになってございます。それで算式の方法でございますが、新たに計算した設計工事価格これが皆さんのほうに、新たに設計工事価格でございますが、税抜きで改正前は５，０７５万円が５，４２９万円になります。それを数字に現在入札した数字、これは議決を経ておりますので、入札金額が４，９２０万円を掛けます。出た金額を工事価格、いわゆる税抜きの工事価格５，０７５万円で割ります。そうすると、計算すると５，２６３万になりますが、ここは１０万円が切り捨てになります。それで５，２６０万円というふうになります。それに消費税を掛けた、プラスしたものが新たな契約金額となりますので、５，７８６万円となります。それで、今回の変更額は５，７８６万円という数字でなってございますので、まず１点目、そういう形でお願いいたします。

公表についてでございますが、やはり競争の原理がありますので、国土交通省のほうも単価については公表してございません。それであくまで公表している予定価格及び予定価格がわかれば、当然、消費税を加算すると契約金額がわかるというふうになりますので、その部分については公表していくということでございますので、単価の部分については、わかるようなものについてはなかなか公表が難しいということで御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

平松俊一議員。

○３番（平松俊一）　今回の屋根の設計変更の工事に対しまして、反対の討論を行いたいと思います。

先ほど来、いろいろ理事者側とのやりとりがありました。その中で長寿命化工事が３０年、おおむね３０年という言葉が何回かのやりとりのうちで出てきました。私は、公共施設をこれからきちんと使っていくという考えであれば、きちんとした数字を出した上でそれに見合う設計を立案するという点で、今回は足りなかった面があると思います。

それとまだ６棟ですか、残っていると、今の設計資料でこれから６棟やっていくということは、また、同じようなことが発生する可能性もあります。最初の長寿命化計画というものに、もう１度立ち返っていただいて、きちんと見直す、例えば野地板というのは、そもそも消耗品的なものです。トタンを張りかえるのであれば、ある程度、野地板というのは公共施設であれば、民間なら話別ですけれども、取りかえる必要があったのではないか、このように考えますので、この計画に関しては反対の討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、討論ございませんか。

川上議員。

○１６番（川上弘一）　今回の設計変更に至りましても前回同様、岳陽学校と同じく見えない部分、見えない部分がどうしても取りかえなければ、修復工事に影響してくるという部分でございまして、やはり当初から設計に入れれる部分と入れれない部分、見える部分と見えない部分というのがありまして、実際に工事に入ってみてやはり設計変更して、強度を保つようなものをつくっていかないとだめだというような場合もありますので、私は、今回の設計変更、屋根の野地板、垂木ですか、これの取りかえすることによって新たに３０年以上の耐久性を持たす工事だということで、賛成討論をいたします。

○議長（木下　敏）　ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　ないようですので、討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第３０号本町上台団地３棟・４棟長寿命化改修建築主体工事請負契約の一部変更について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下　敏）　賛成少数であります。

よって、本案は、否決されることとなりました。

暫時休憩いたします。

午後　１時３２分　休憩

午後　４時５３分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

会議時間延長の議決

○議長（木下　敏）　会議規則第８条第２項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

まだ、議会運営委員会が途中ですので、まず本会議の時間延長を議決してからでないと、会議規則に反してしまいますので、ただいまそういう措置をしております。

引き続き議会運営委員会を開催してください。

暫時休憩いたします。

午後　４時５４分　休憩

午後　５時１５分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長中川委員長。

○議会運営委員長（中川友規）　大変貴重な時間をいただき、申しわけございませんでした。

議会運営委員会の報告をいたします。

町長より、議案第３１号令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）の撤回の申し出がありました。

議案第３１号令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）撤回の件を日程に追加し、続行していきます。

以上で報告を終わります。

議事日程追加の議決

○議長（木下　敏）　４月２４日、町長から提案された議案第３１号令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）について、町長より撤回したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

議案第３１号令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、議案第３１号令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）撤回の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１

議案第３１号　令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）撤回の件

○議長（木下　敏）　追加日程第１　議案第３１号令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）撤回の件を議題といたします。

撤回の理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中宮安一）　議案第３１号令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）については、諸般の事情により撤回させていただきたいと存じます。

後日、再度、御提案させていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第３１号令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）撤回の件を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、議案第３１号令和２年度七飯町一般会計補正予算（第１号）撤回の件を許可することに決定いたしました。

日程第９

議案第３２号　令和２年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

○議長（木下　敏）　日程第９　議案第３２号令和２年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里）　それでは、議案第３２号令和２年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について提案説明申し上げます。

このたびの提案いたします令和２年度国民健康保険特別会計の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ１１１万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３３億３，１１１万円とするものでございます。

今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、傷病手当金創設に係る条例改正に伴うもので、これは支給額の全額補助対象となっております。

それでは、国保７ページの歳出から御説明いたします。

２款保険給付費６項１目傷病手当金、負担金、補助及び交付金といたしまして１１１万円を追加するものでございます。

次に、国保５ページの歳入に戻っていただきまして、２款道支出金１項１目保険給付費等交付金、特別交付金といたしまして１１１万円を追加するものでございます。

提案説明は以上でございます。御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○９番（上野武彦）　まずお伺いしますけれども、今回の１１１万円という補正なのですけれども、これはどのような内容の傷病手当ということですけれども、対象人数とかそういった内容的なものについては、どのような中身になるのか、その点についてまずお伺いします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　この人数の算定方法につきましては、国に示されました算定方法を参考としたいと思います。当町といたしましては、対象人数を１０名ということで試算します。まず、この対象者１０名に対して、日額上限額をこれも国で示されました金額としまして８，３３０円を上限額といたしております。それに対して支給基準が３分の２と定められておりますので、これに３分の２を乗じ、１カ月分の就業日時を２０日ということで設定されておりますので、それを乗じたものといたしまして１１１万円という形で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○９番（上野武彦）　今、こういう形で、実際は給与を受けている国保の対象者が１０名、コロナにかかったということを想定した対策費ということになるわけですよね。これは国がその分については、手当をするということになるわけですけれども、まず、国保の対象者といいますか、加入世帯といいますか、そういったことを考えますと、これ給与を受けている国保の被保険者、これ本当に一部ではないかと思うのですよ。

国保に関しては、主に自営業者だとか農家だとか、それから年金生活者、無業者といいますか、そういうような世帯が個人が大多数を占めているわけですよ。そうしたときに、このように本当の一部だけの給与所得者だけをコロナ対策ということで実施するということは、本当に片手落ちもいいところではないかというふうに思いますけれども、こういった給与以外の国保の被保険者がコロナにかかったときは、どのような対応になるのか、その辺についてちょっとお伺いします。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　条例提案させていただいたときも御説明いたしましたけれども、今回はあくまでも国の方針に基づいての傷病手当金の創設となっております。それに合わせまして、今回は、これもまた国のほうで金額を、支給額の算定方法を、計算方法というものを参考にしております。そういう形の国の方針に基づいての提案となっておりますので、その辺のところは理解していただけないかと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○９番（上野武彦）　言っていることはわかります。今回、全く国が示した、国が対応するという内容だけに限定したこういった予算の計上だということはわかります。ですけれども、先ほど言いましたように、国保の加入世帯は非常に給与世帯以外が大半を占めているというような実態を考えると、これで済ますというわけにいかないのではないかというふうに考えるわけですよ。

ですから、これはこれとして、そういった対象外となった今回の国保の被保険者、これを今後、コロナにかかったというようなそういった場合の対策というか、対応といいますか、これは考えていかなければならない問題ではないですか。これは本当の一部、給与所得者だけですので、ほかの問題について基本的な今後の方向を示していただかないと、これについて承認するわけにいかないというふうに考えるわけですけれども、どうでしょう。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（清野真里）　今回はあくまでも給与をいただいている就労者に対しての傷病手当金となっております。今後は、国の動向を含めまして国保会計の財政状況を鑑みながら勉強していきたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

これより、討論を許します。

上野武彦議員。

○９番（上野武彦）　それでは、議案第３２号国民健康保険特別会計の補正予算について、反対討論をさせていただきます。

今回の傷病手当金の支給に関しては、対象が今回コロナにかかわった給与所得者のみを対象としたものであります。これは国が示したものでありますけれども、先ほど私の質問に、今後、国がそれ以外の国保の被保険者に対して何かやってくれば考えるというような言い方でしたけれども、町はこれに対しては独自にやらなければ、もう救済措置というか、そういう中身は不可能だと、私は思います。

実際にこの被保険者、国保の被保険者の多くは自営業者なのですよ。農家とか、無業者、年金生活者、こういった人がほとんど大半を占めていて、この給与所得者なんていうのは本当に一部にすぎないというふうに思います。

そこで、そういった人がコロナにかかった場合を対象にした対策というのが、やはり考えていかなければならない問題だと思うのです。しかし、今の答弁では、今後、それについてこのように考えているというか、そういった方向すら国に依存するようなそういった答弁でした。それでは実際にコロナ問題というのは、身近に迫っている問題ですので、緊急にそういったことを考えた対策を打っていく必要があるというふうに思いますので、これでは全く不十分だということで、私の反対討論とします。

以上です。

○議長（木下　敏）　ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第３２号令和２年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下　敏）　起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉　会　宣　告

○議長（木下　敏）　以上で、本臨時会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和２年第１回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後　５時３２分　閉会